

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光ネットサービス契約約款	光ネットサービス契約約款	
2026年5月1日	<u>2026年8月21日</u>	
株式会社 STNet	株式会社 STNet	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）				
第1表 料金 第1 利用料金 1 適用 （6）長期契約割引の適用	第1表 料金 第1 利用料金 1 適用 （6）長期契約割引の適用					
コ 次に該当する場合には、でんきといっしょ割からステップ2 又はフラットでんき割からフラットへ変更となります。 （ア）毎月15日時点において申告のあった電力識別番号に係る対象電気契約が終了、若しくは対象電気契約の申込を取り消していることを当社が確認したとき （イ）ピカラ光ねっと契約者の契約者回線等の移転があったとき サ ケ又はコの規定によりコース変更があった場合、変更があった日を含む料金月の翌料金月より変更後の料金を適用します。 シ キ、ケ又はコの規定によりコース変更があった場合、コース変更前の起算日を適用します。 ス 長割適用期間及び継続利用期間には、ピカラ光ねっとの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。 セ 長割適用期間及び継続利用期間には、ピカラ光ねっとの利用休止又は移転に伴う契約者回線を利用できなかった期間は含まないものとします。 ソ 当社は、長割適用期間に係る契約者回線等について、アに規定するプラン以外への変更があった場合は、変更した日を含む料金月の翌料金月から、イに規定する長期契約割引を中断します。再び、アに規定するプランへの変更があった場合は、変更した日を含む料金月の翌料金月から、イに規定する長期契約割引を適用します。ただし、長期契約割引を中断した期間（以下「長割中断期間」といいます。）は、長割適用期間及び継続利用期間に含まれるものとします。 タ 当社は、長割適用期間に係る契約者回線等について、ピカラ光ねっとの解約があった場合は、長期契約割引を廃止します。 チ タのピカラ光ねっとの解約に伴う長期契約割引の廃止があった場合、長期契約割引の適用（長割中断期間を含みます。）を受けていたピカラ光ねっと契約者は、次表に定める解約手数料を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、オに規定する更新月、翌月及び翌々月に廃止があった場合、初期契約解除を行った場合、又はこの約款において別に定める場合はこの限りではありません。	コ 次に該当する場合には、でんきといっしょ割からステップ2 又はフラットでんき割からフラットへ変更となります。 （ア）毎月15日時点において申告のあった電力識別番号に係る対象電気契約が終了、若しくは対象電気契約の申込を取り消していることを当社が確認したとき （イ）ピカラ光ねっと契約者の契約者回線等の移転があったとき サ ケ又はコの規定によりコース変更があった場合、変更があった日を含む料金月の翌料金月より変更後の料金を適用します。 シ キ、ケ又はコの規定によりコース変更があった場合、コース変更前の起算日を適用します。 ス 長割適用期間及び継続利用期間には、ピカラ光ねっとの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。 セ 長割適用期間及び継続利用期間には、ピカラ光ねっとの利用休止又は移転に伴う契約者回線を利用できなかった期間は含まないものとします。 ソ 当社は、長割適用期間に係る契約者回線等について、アに規定するプラン以外への変更があった場合は、変更した日を含む料金月の翌料金月から、イに規定する長期契約割引を中断します。再び、アに規定するプランへの変更があった場合は、変更した日を含む料金月の翌料金月から、イに規定する長期契約割引を適用します。ただし、長期契約割引を中断した期間（以下「長割中断期間」といいます。）は、長割適用期間及び継続利用期間に含まれるものとします。 タ 当社は、長割適用期間に係る契約者回線等について、ピカラ光ねっとの解約があった場合は、長期契約割引を廃止します。 チ タのピカラ光ねっとの解約に伴う長期契約割引の廃止があった場合、長期契約割引の適用（長割中断期間を含みます。）を受けていたピカラ光ねっと契約者は、次表に定める解約手数料を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、オに規定する更新月、翌月及び翌々月に廃止があった場合、初期契約解除を行った場合、又はこの約款において別に定める場合はこの限りではありません。					
<table><tr><td>解約手数料</td><td>ピカラ光ねっと基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額</td></tr></table>	解約手数料	ピカラ光ねっと基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額	<table><tr><td>解約手数料</td><td>ピカラ光ねっと基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額</td></tr></table>	解約手数料	ピカラ光ねっと基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額	
解約手数料	ピカラ光ねっと基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額					
解約手数料	ピカラ光ねっと基本額に、長期契約割引およびセット割引及びトリオ割引に係る利用規約に定める割引を適用した額					
ツ 長期契約割引の適用を受けているピカラ光ねっと契約者が、最低利用期間内にピカラ光ねっとを解約した場合、解約手数料を適用しません。 テ 別記1（1）に定める提供区域のうち、次の提供区域における解約手数料は0円とします。 ・ピカラCVC [エリア区分（2）]、ピカラ東かがわ ・ピカラUCAT [エリア区分（2）]、ピカラ西予、ピカラ八西 ・ピカラテレビあなん [エリア区分（2）]、ピカラMTC [エリア区分（2）]、ピカラ海部、ピカラなか ・ピカラゆすはら、ピカラ香南、ピカラ日高、ピカラ中芸、ピカラおおとよ、ピカラおち ト 当社は、チの規定にかかわらず、当社の判断により、解約手数料を減免することがあります。 ナ 当社は、チの規定にかかわらず、ピカラ光ねっと契約者の死亡日から3ヶ月以内に、これを証明する書類を添えてピカラ光ねっとの解約を当社に通知した場合、解約手数料を減免することがあります。	ツ 長期契約割引の適用を受けているピカラ光ねっと契約者が、最低利用期間内にピカラ光ねっとを解約した場合、解約手数料を適用しません。 テ 別記1（1）に定める提供区域のうち、次の提供区域における解約手数料は0円とします。 ・ピカラCVC [エリア区分（2）]、ピカラ東かがわ ・ピカラUCAT [エリア区分（2）]、ピカラ西予、ピカラ八西 ・ピカラテレビあなん [エリア区分（2）]、ピカラMTC [エリア区分（2）]、ピカラ海部、ピカラなか ・ピカラゆすはら、ピカラ香南、ピカラ日高、ピカラ中芸、ピカラおおとよ、ピカラおち ト 当社は、チの規定にかかわらず、当社の判断により、解約手数料を減免することがあります。 ナ 当社は、チの規定にかかわらず、ピカラ光ねっと契約者の死亡日から3ヶ月以内に、これを証明する書類を添えてピカラ光ねっとの解約を当社に通知した場合、解約手数料を減免することがあります。					
（7）利用休止に係る料金の適用 当社は、ピカラ光ねっと契約者からの請求により、ピカラ光ねっとの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、月額料金は適用しません。	（7）利用休止に係る料金の適用 当社は、ピカラ光ねっと契約者からの請求により、ピカラ光ねっとの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、月額料金は適用しません。					

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）																																
料金表 第4表 附帯サービスに関する料金 2 利用料の額 第3 パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用料 <table><tr><th colspan="2">種類</th><th>単位</th><th>料金額 [月額]（税込）</th></tr><tr><td>パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM （当社の販売名：ピカラでソフト使い放題）</td><td>株式会社オプティムが提供する「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。</td><td>1の使い放題コードごと</td><td>600 円 （税込 660 円）</td></tr><tr><th colspan="4">内容</th></tr><tr><td colspan="4">ア ピカラ光ねっと契約者は、パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM の利用を請求することができます。 イ 1 のピカラ光ねっと契約につき、最大5 のパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM サービス契約を締結できます。 ウ 日本国内のみでご利用いただけます。 エ その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に準じます。 オ 提供開始日は、当社がパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM を利用するための使い放題コードを発行した日、又は初期提供開始日のうち、遅い日とします。 カ オに定める提供開始日が、初期提供開始日となる場合は、提供開始日が暦月の初日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。 キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含まれます。 ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。</td></tr></table>	種類		単位	料金額 [月額]（税込）	パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM （当社の販売名：ピカラでソフト使い放題）	株式会社オプティムが提供する「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。	1の使い放題コードごと	600 円 （税込 660 円）	内容				ア ピカラ光ねっと契約者は、パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM の利用を請求することができます。 イ 1 のピカラ光ねっと契約につき、最大5 のパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM サービス契約を締結できます。 ウ 日本国内のみでご利用いただけます。 エ その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に準じます。 オ 提供開始日は、当社がパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM を利用するための使い放題コードを発行した日、又は初期提供開始日のうち、遅い日とします。 カ オに定める提供開始日が、初期提供開始日となる場合は、提供開始日が暦月の初日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。 キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含まれます。 ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。				料金表 第4表 附帯サービスに関する料金 2 利用料の額 第3 パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用料 <table><tr><th colspan="2">種類</th><th>単位</th><th>料金額 [月額]（税込）</th></tr><tr><td>パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM （当社の販売名：ピカラでソフト使い放題） （2026 年 8 月 20 日をもって新規受付を停止） （2026 年 11 月 30 日をもって提供を終了）</td><td>株式会社オプティムが提供する「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。</td><td>1の使い放題コードごと</td><td>600 円 （税込 660 円）</td></tr><tr><th colspan="4">内容</th></tr><tr><td colspan="4">ア ピカラ光ねっと契約者は、パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM の利用を請求することができます。 イ 1 のピカラ光ねっと契約につき、最大5 のパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM サービス契約を締結できます。 ウ 日本国内のみでご利用いただけます。 エ その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に準じます。 オ 提供開始日は、当社がパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM を利用するための使い放題コードを発行した日、又は初期提供開始日のうち、遅い日とします。 カ オに定める提供開始日が、初期提供開始日となる場合は、提供開始日が暦月の初日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。 キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含まれます。 ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。</td></tr></table>	種類		単位	料金額 [月額]（税込）	パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM （当社の販売名：ピカラでソフト使い放題） （2026 年 8 月 20 日をもって新規受付を停止） （2026 年 11 月 30 日をもって提供を終了）	株式会社オプティムが提供する「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。	1の使い放題コードごと	600 円 （税込 660 円）	内容				ア ピカラ光ねっと契約者は、パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM の利用を請求することができます。 イ 1 のピカラ光ねっと契約につき、最大5 のパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM サービス契約を締結できます。 ウ 日本国内のみでご利用いただけます。 エ その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に準じます。 オ 提供開始日は、当社がパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM を利用するための使い放題コードを発行した日、又は初期提供開始日のうち、遅い日とします。 カ オに定める提供開始日が、初期提供開始日となる場合は、提供開始日が暦月の初日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。 キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含まれます。 ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。				
種類		単位	料金額 [月額]（税込）																															
パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM （当社の販売名：ピカラでソフト使い放題）	株式会社オプティムが提供する「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。	1の使い放題コードごと	600 円 （税込 660 円）																															
内容																																		
ア ピカラ光ねっと契約者は、パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM の利用を請求することができます。 イ 1 のピカラ光ねっと契約につき、最大5 のパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM サービス契約を締結できます。 ウ 日本国内のみでご利用いただけます。 エ その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に準じます。 オ 提供開始日は、当社がパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM を利用するための使い放題コードを発行した日、又は初期提供開始日のうち、遅い日とします。 カ オに定める提供開始日が、初期提供開始日となる場合は、提供開始日が暦月の初日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。 キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含まれます。 ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。																																		
種類		単位	料金額 [月額]（税込）																															
パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM （当社の販売名：ピカラでソフト使い放題） （2026 年 8 月 20 日をもって新規受付を停止） （2026 年 11 月 30 日をもって提供を終了）	株式会社オプティムが提供する「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。	1の使い放題コードごと	600 円 （税込 660 円）																															
内容																																		
ア ピカラ光ねっと契約者は、パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM の利用を請求することができます。 イ 1 のピカラ光ねっと契約につき、最大5 のパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM サービス契約を締結できます。 ウ 日本国内のみでご利用いただけます。 エ その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に準じます。 オ 提供開始日は、当社がパソコンソフト使い放題 powered by OPTiM を利用するための使い放題コードを発行した日、又は初期提供開始日のうち、遅い日とします。 カ オに定める提供開始日が、初期提供開始日となる場合は、提供開始日が暦月の初日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。 キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任を負いません。お客さまが「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含まれます。 ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は適用しません。																																		
附 則 （実施期日） 1 この改正約款は、2026 年 8 月 21 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （整理品目に関する経過措置） 3 「ソフト使い放題 powered by OPTiM（当社の販売名：ピカラでソフト使い放題）」については2026 年 8 月 20 日をもって新規申込受付を停止し、2026 年 11 月 30 日をもって提供を終了するものとします。																																		